

未来につなぐ

わたしの

エンディング

相続ノート



那覇地方法務局

TEL 098-854-7950

## はじめに

相続した不動産について、相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記がされないまま放置されると、所有者の把握が困難となり、結果、所有者不明の空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障になるなど多くの社会問題につながります。

そこで、全国の法務局では、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する様々な取組を行っています。

この「未来につなぐ わたしの相続（エンディング）ノート」は、相続登記を促進する取組の一つとして、法務局が取り扱う相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただくために作成しました。

ご自身の終活のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和3年12月

那覇地方法務局

### ～ 未来につなぐ相続登記 ～

相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のままです。相続登記をしないまま、時間が経つと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。

何らかの事情で相続登記が未了の場合には、ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、未来につながる相続登記をしましょう！

これからの人生をより明るく前向きに過ごすために

## 目次

### 第1部 未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノートを作成してみよう

- 第1 わたし自身のこと ..... 1
- 第2 もしもの時の連絡先 ..... 2
- 第3 あなたの財産について ..... 4

### 第2部 いざという時のために「知って安心」

- 第1 相続～相続登記はしないとイケないの？～ ..... 10
- 第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～ ..... 12
- 第3 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～ ..... 14
  - 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！ 16
- 第4 知れば安心 成年後見制度！ ..... 17
- 第5 財産を家族や親族に信託するには？ ..... 22
- 第6 世の中、高齢化で何が変わるの？
  - 配偶者居住権ってどんな制度？ ..... 22
  - 居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？ ..... 23
- 第7 どこに聞いたらいいの？ 問合せ先一覧 ..... 24

エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけ作りになるものです。



遺言書ほかんガルー

## 第1部 未来につなぐわたしの相続（エンディング）ノートを作成してみよう

### 第1 わたし自身のこと

フリ ガナ

名 前 : \_\_\_\_\_

生年月日 : \_\_\_\_\_ 血液型 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

本 籍 : \_\_\_\_\_

電話番号 自宅 : \_\_\_\_\_

携帯 : \_\_\_\_\_

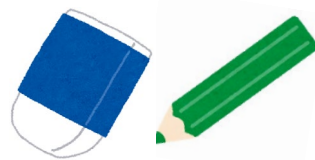
メールアドレス : \_\_\_\_\_

パスワード（PC・スマホなど） : \_\_\_\_\_

個人番号カード : \_\_\_\_\_

その他 : \_\_\_\_\_

## 第2 もしもの時の連絡先



(1) 名前： \_\_\_\_\_ 関係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(2) 名前： \_\_\_\_\_ 関係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(3) 名前： \_\_\_\_\_ 関係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(4) 名前： \_\_\_\_\_ 関係： \_\_\_\_\_

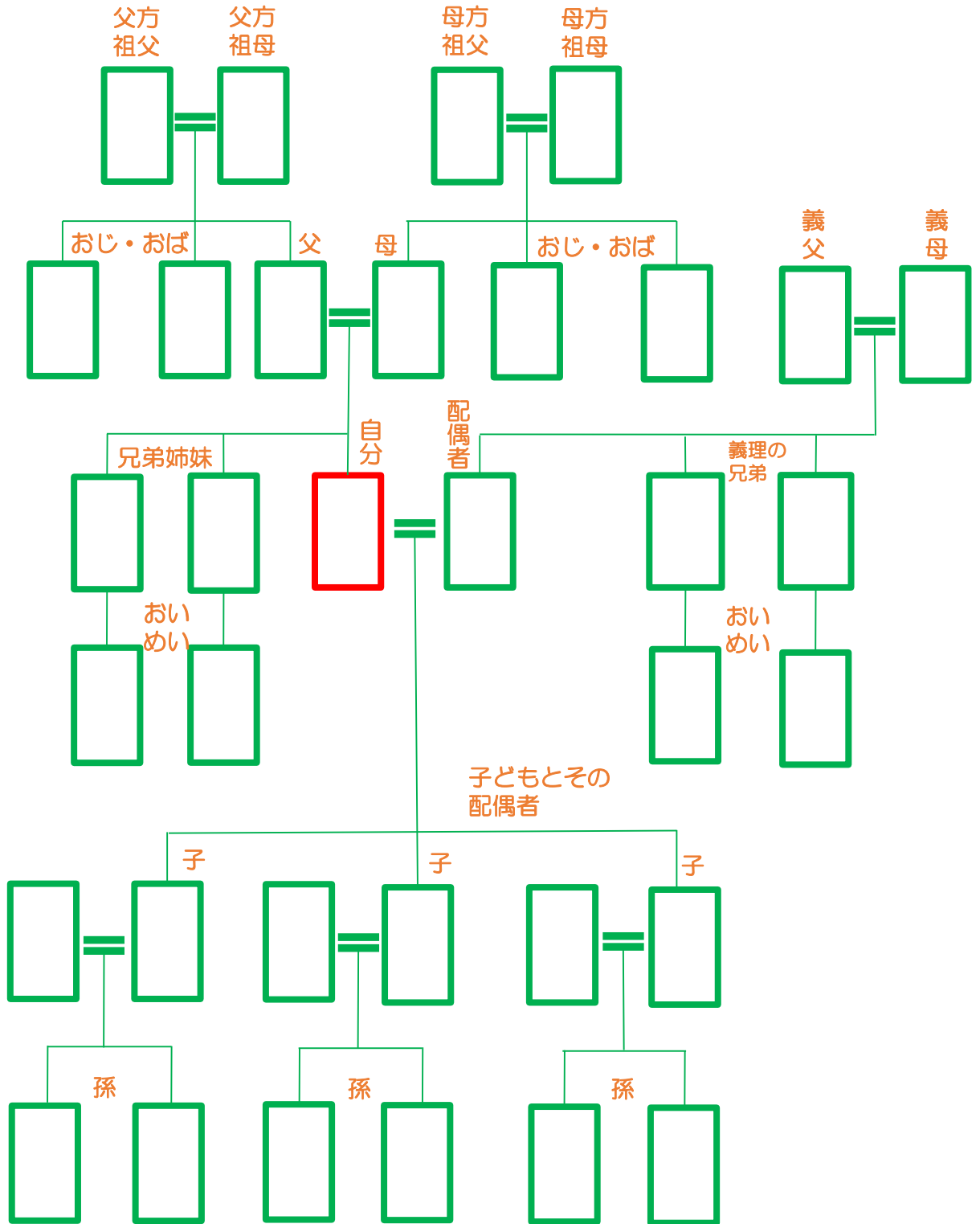
連絡先： \_\_\_\_\_

(5) 名前： \_\_\_\_\_ 関係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

家系図

第1部



## 第3 あなたの財産について

### どのような財産を所有しているか調べてみましょう

あなたがどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（5ページ）。

不動産（土地・建物）については、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）や市区町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認し、複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無等についても確認しましょう（6ページ）。

### 資料の確認（一例）

目的	必要な書類	請求先・問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> <li>・公図、地積測量図</li> <li>・登記識別情報通知書（登記済証）</li> </ul>	お近くの法務局
地番・家屋番号を知りたい		
面積を知りたい		
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書	市町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	市町村の固定資産税担当課

所有している不動産（土地・建物）を記載しましょう！

第1部

	所在地	地番・ 家屋番号	共有名義人 及び持分	どのよう に管理し ているか	どう処理 したいか
1					
2					
3					
4					
5					
6					

その他（メモ）



貸している不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の 有無
	借主の氏名	借主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

借りている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の 有無
	貸主の氏名	貸主の住所	連絡先	
1				
2				
3				
4				

他に資産はありますか？

第1部

預貯金	金融機関名	支店	口座番号	備考
借入金 ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保 険等	保険会社	種類・内容	受取人	備考
その他	名称 (自動車・有価証券・ 株式 等)	内容	保管場所	備考

その他（メモ）



## その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地、建物）について、相続人等に伝えておきたいことがあれば記載してください。

- 近所の人と申合せ事項がある（隣地境界等）  
（ ）
- 建て替えについて制約がある  
（ ）
- 専用道路の権利関係が複雑  
（ ）
- その他  
（ ）

その他（メモ）

## 第2部 いざという時のために「知って安心」

### 第1 相続 ～相続登記はしないといけないの?～

#### 相続登記は必要です!!

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

(注) 「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月28日に公布されました。公布後3年以内の政令で定める日から、相続登記の申請をすることが義務化されます。詳細は、法務省ホームページにおいて、随時追加される予定です。

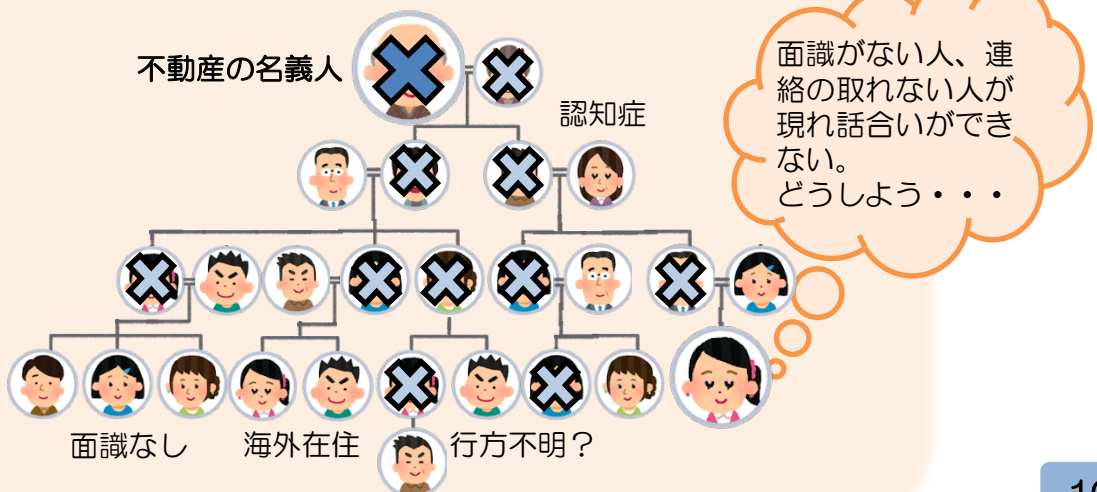


#### 相続登記をしないと・・・

○相続登記の手続が困難になります

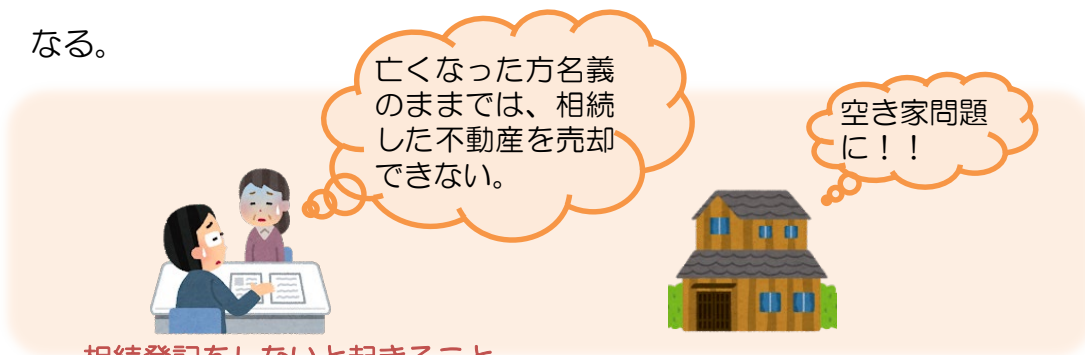
- ・相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ・書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ・相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間が掛かる。
- ・相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下してしまう人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、また、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。

時間が経つほど、相続人が増えて手続が難しくなってしまいます。



## 〇くらしやまちづくりに影響があります

- ・相続した不動産をすぐに売却できない、不動産を担保に借入れができない。
- ・適切な管理がされない空き家が増加する。
- ・まちづくりのための公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題の要因となる。



相続登記をしないと起きること

## 相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(12~13ページ参照)	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票(本籍地あり) 又は戸籍の附票 (登記記録の住所と一致するもの)	被相続人の最後の住所地又は本籍地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し(登記名義人のみ) (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合(16ページ参照)	法務局



## 第2 法定相続情報証明 ～各種相続手続きに利用できます！～

### 法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

### 制度の利用で相続手続きが簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けられることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

#### 制度の利用範囲 について

- ・預貯金の払戻し
- ・相続税の申告
- ・相続登記
- ・各種名義変更
- ・遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

何度も提出し直さなくていいから手間がかからない！！

#### 制度を利用しない場合

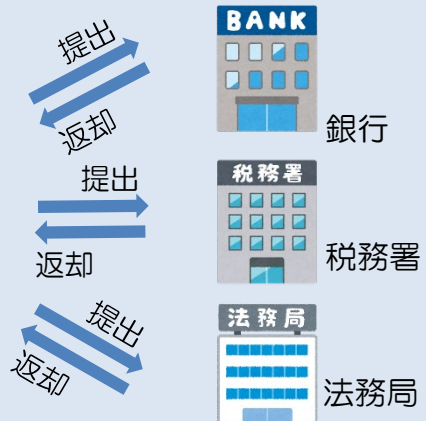


相続人



戸籍書類一式

各種相続手続きのイメージ



#### 制度を利用した場合



相続人



法定相続情報一覧図の写し  
(**無料**で必要な通数交付)



無料で利用できます！！



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票（本籍地あり）	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—

(記載例)

**被相続人法務太郎法定相続情報**

最後の住所 ○県○市○町○番地  
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地  
 出生 昭和○年○月○日  
 死亡 平成28年4月1日  
 (被相続人)  
 法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地  
 出生 昭和45年6月7日  
 (長男)  
 法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
 出生 昭和47年9月5日  
 (長女)  
 相続優子

住所 ○県○市○町三丁目45番6号  
 出生 昭和○年○月○日  
 (妻)  
 法務花子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号  
 出生 昭和60年11月27日  
 (養子)  
 登記進

以下余白

作成日：○年○月○日  
 作成者：○○○士 ○○ ○○  
 (事務所：○市○町○番地)

法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

コラム

「長期相続登記等未了土地解消作業」ってなに？

法務局では、公共事業の実施主体から要望のあった土地で、所有者が死亡後、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人を探索した上で、その法定相続人の方（任意の1名）に長期間相続登記がされていないことをお知らせすることを行っています。









## 第3 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～

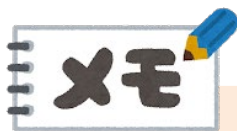
いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

## 相続順位

## 法定相続人と法定相続分

※昭和56年1月1日～

第1順位 子供がいる場合	配偶者  $1/2$	子ども  $1/2$ ※人数で分割
第2順位 子供がいなく、 親がいる場合	配偶者  $2/3$	親  $1/3$ ※人数で分割
第3順位 子供と親が共にい なく、兄弟姉妹が いる場合	配偶者  $3/4$	兄弟姉妹  $1/4$ ※人数で分割





- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。

遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務局に預けた場合、                      ・長期間適正に保管します                      ・プライバシーを確保できます                 </div> 	原本は公証役場において厳重に保管される <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">                     安心安全                 </div>
家庭裁判所の検認	必要 <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務局に預けた場合、                      検認は不要です                 </div>	不要
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成費用がかからない</li> <li>・遺言者本人のみで作成できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無効な遺言書になりにくい</li> <li>・紛失や改ざんのおそれがない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に不備があると無効になる可能性がある</li> <li>・自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある</li> <li>・自宅保管の場合相続人に発見されないことがある</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用がかかる</li> <li>・証人の確保等の手間がかかる</li> </ul> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります                 </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">                     法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます                 </div>

## 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

### 制度の概要



### メリットは??

- ・家庭裁判所での検認が不要です！
- ・遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります！
- ・遺言者の死後、遺言者が指定した相続人等のお一人に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

### 相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- ・相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！

相続トラブルを防ぎ、相続手続きが円滑に進みます！

### 手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本での閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務局HPのQRコードからご覧ください



※1通あたりにかかる手数料



## 遺言書の様式の注意事項(内容は専門家にご相談ください)

以下は、本制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。  
遺言書保管所においては、**遺言の内容についての審査はしません。**  
遺言の内容等についてご不明な点がある場合は、弁護士等の法律の専門家にあらかじめご相談ください。

↑ 余白5ミリメートル以上 ↓

**遺言書**

1 私は、私の所有する別紙1の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

預貯金  
印

2 私は、私の所有する別紙2の**預貯金**と、次の者に遺贈する。

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
氏名 甲山花子  
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
職業 弁護士  
氏名 東京和男  
生年月日 昭和〇年〇月〇日

令和2年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
**遺言 太郎** 印

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎

1/3

↑ 余白10ミリメートル以上 ↓

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

財産の特定のためには、遺言書に財産目録を添付いただいた方が確実です。

推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者)には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。

※推定相続人に対して、財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、記載する必要はありません。

※推定相続人に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。

※推定相続人以外に対して財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

※遺言執行者については、推定相続人であっても遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】にその氏名等を記載してください。

**署名+押印**が必要です。押印は、認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

遺言者の氏名は、**住民票や戸籍の記載どおりに記載**してください。

※ペンネーム等の公的書類から確認できない記載では、お預かりすることができません。

文字の変更・追加がある場合は、その場所が分かるように明示して、変更・追加の旨を付記して署名し、変更・追加した場所に押印をする必要があります。

※変更・追加等がある場合には、書き直すことをおすすめします。  
※修正テープ、修正インクで修正しないでください。

作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。「〇年〇月吉日」などの記載は**不可**です。

- 用紙は、**A4サイズ**で、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。
- 財産目録以外は**全て自書**する必要があります。
- 長期間保存しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。
- 余白を必ず確保**し、ページ数や変更追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しないでください。**
- 片面のみを使用し、**裏面には何も記載しないでください。**契印も不要です。



## 第4 知れば安心 成年後見制度！

### 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

### 法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、**法定**後見制度と**任意**後見制度の2種類があります。

**法定**後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、選任された成年後見人等については、**東京法務局で成年後見の登記**（18ページ参照）がされます。

一方、**任意**後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

#### 法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が欠けているのが通常の状態

保佐



判断能力が著しく不十分

補助



判断能力が不十分

家庭裁判所に申立て

#### 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合



判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく

公正証書で契約



## 成年後見制度の利用に必要な費用は？

### 法定後見制度

申立手数料	800円（注1）
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用 など

- (注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。
- (注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。
- (注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。
- (注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これらを手に入れるための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。）。

### 任意後見制度

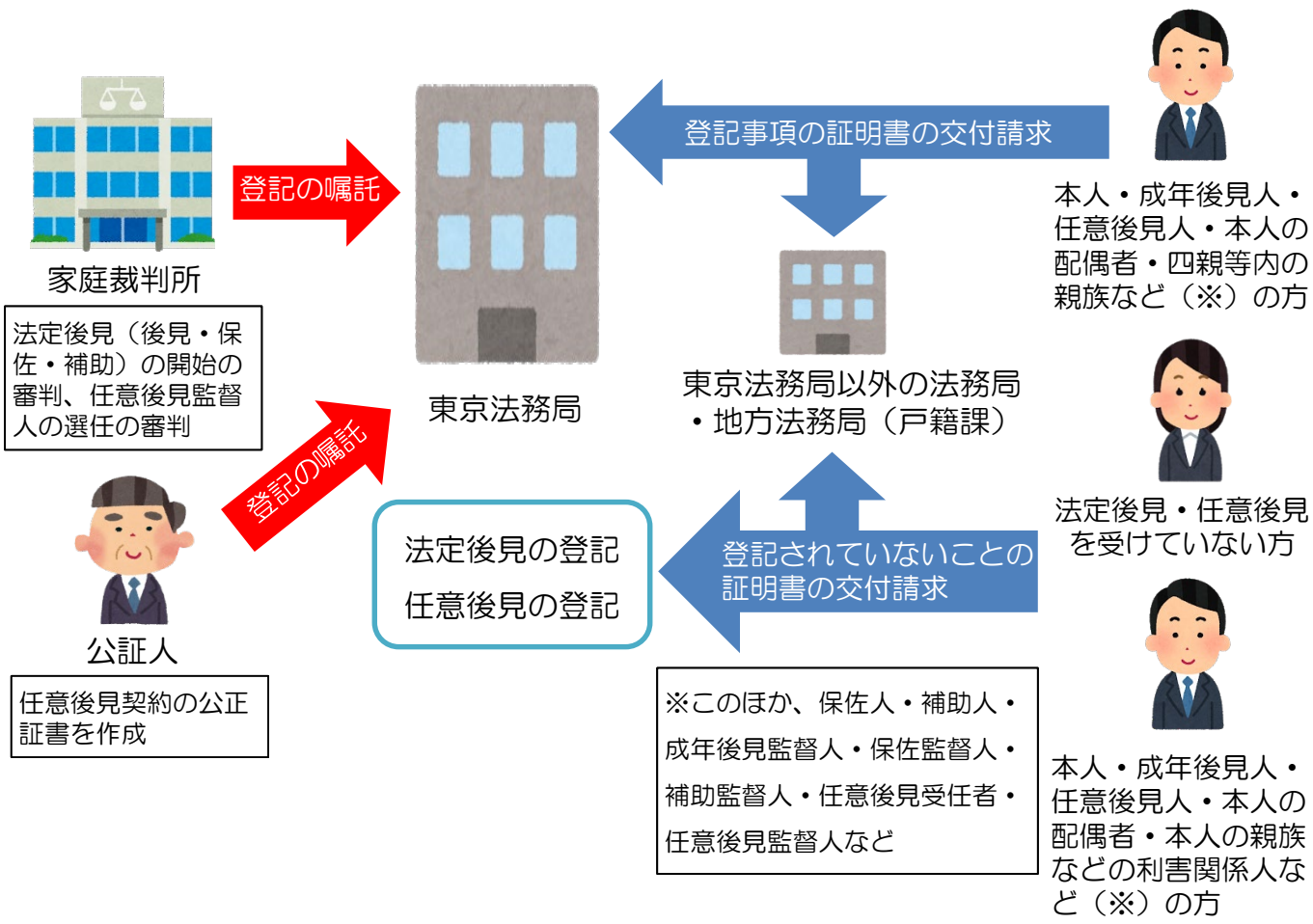
公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

- (※) このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。  
なお、公正証書に関するお問合せは、公証役場にお願いします。

## 成年後見登記って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続（申請嘱託）により、東京法務局後見登録課で登記（登録）するものです。

この登記によって、登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、反対に、ある人に後見人がついていない事実などを証明することができます。



登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

必要書類

- ・申請書（最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。）
- ・本人確認書類（免許証・保険証など）
- ・委任状（委任による代理人からの請求の場合）
- ・戸籍謄抄本・住民票（親族からの請求の場合）

手数料

- ・登記事項の証明書  
1通につき550円
- ・登記されていないことの証明書  
1通につき300円

請求先

○窓口

- ・東京法務局民事行政部後見登録課
- ・全国の法務局・地方法務局戸籍課

○郵送

〒102-8226  
東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎  
東京法務局民事行政部後見登録課

郵送での請求は東京法務局のみでの取扱いになります

成年後見制度の詳細は、  
法務局HPのQRコード  
からご覧ください

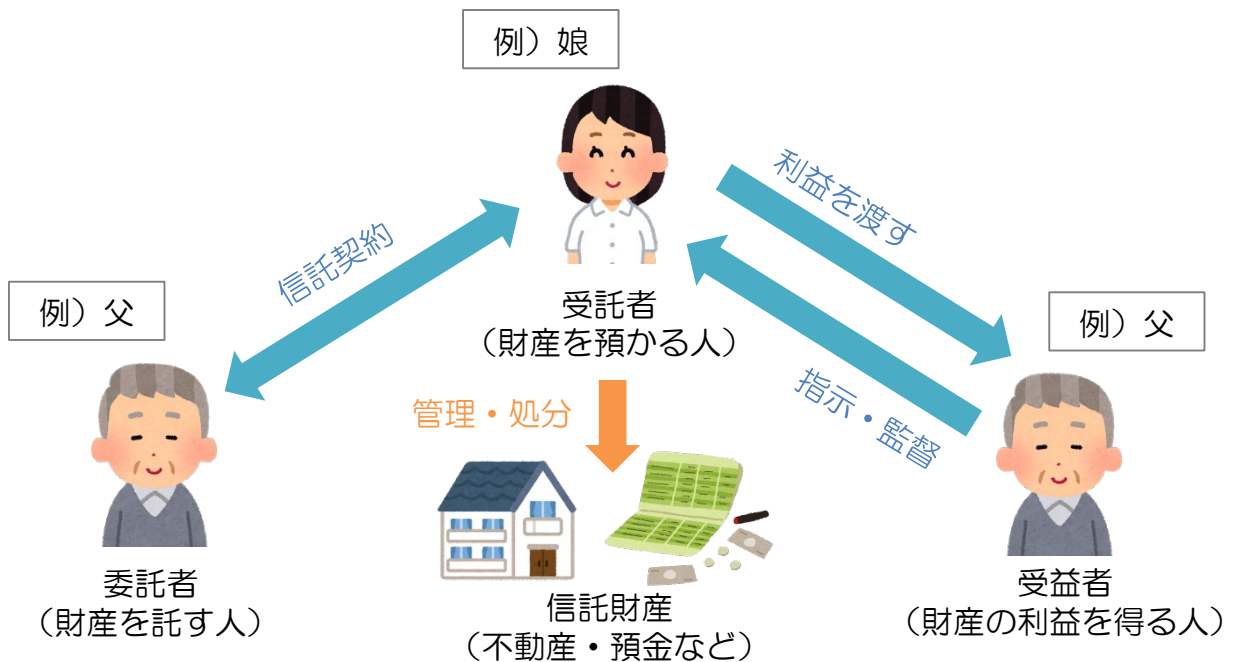




## 第5 財産を家族や親族に信託するには？

家族信託とは、自分の財産（不動産・預貯金・有価証券等）を、信頼できる家族や相手に託し、特定の人のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理手法です。

認知症などにより判断能力が低下した場合にも、家族信託の目的に応じて、本人の財産を柔軟に活用することができます。



## 第6 世の中、高齢化で何が変わるの？

### 配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、配偶者居住権が創設されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。

被相続人の財産



不動産  
2000万円



預貯金  
2000万円

住む場所はあるけど、生活費が不足しそうで心配

住む場所もあって、生活費もあるので、生活が安心

今までは・・・



妻



不動産  
2000万円



子



預貯金  
2000万円

令和2年4月から



妻



配偶者居住権  
500万円



預貯金  
1500万円



子



負担付き所有権  
1500万円



預貯金  
500万円

※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、不動産登記手続が必要です！

居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

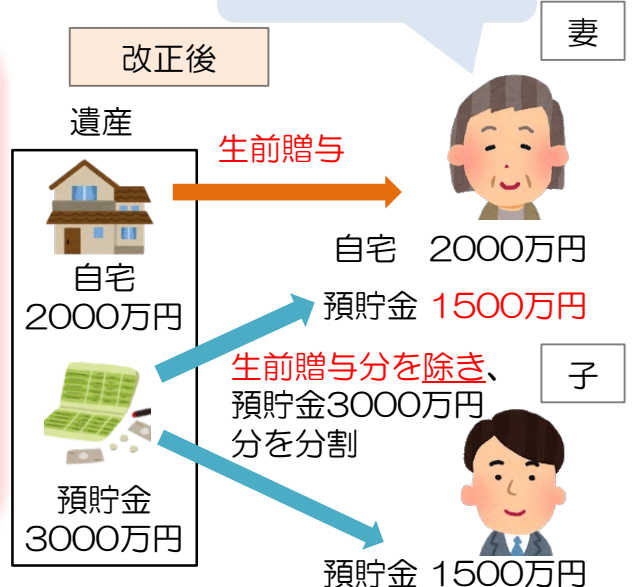
令和2年7月1日以降、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

どう変わったの？

従来、居住用不動産の生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は生前贈与分を除いて遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得できるようになりました。

住む場所だけでなく生活費もあって安心



## 第7 どこに聞いたらいいの？

「未来につなぐ わたしの相続ノート」でご紹介した内容について、ご不明な点がありましたら、那覇地方法務局の以下の連絡先にお問合せいただくか、直接窓口にご来庁していただくか、お問合せください。

### ●那覇地方法務局のお問合せ先

	相続登記 法定相続情報 証明	自筆証書遺 言書保管制 度	成年後見制 度	公正証書	所在
本局	○ (不動産 登記部門)	○ (供託課)	○ (戸籍課)	最寄りの 公証役場	〒900-8544 那覇市樋川1-15-15 Tel 098-854-7950 (代表)
沖縄支局	○	○	—	最寄りの 公証役場	〒904-2143 沖縄市知花6-7-5 Tel 098-937-3278
名護支局	○	○	—	最寄りの 公証役場	〒905-0011 名護市字宮里452-3 Tel 0980-52-2729
宮古島 支局	○	○	—	○	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1016 Tel 0980-72-2639
石垣支局	○	○	—	○	〒907-0004 石垣市字登野城55-4 Tel 0980-82-2004
宜野湾 出張所	○	—	—	最寄りの 公証役場	〒901-2221 宜野湾市伊佐4-1-20 Tel 098-898-5454

### ●那覇地方法務局以外のお問合せ先

	相談内容	所在
沖縄県司法書士会	相続登記・遺言・相続 放棄・成年後見・民事 信託等に関する相談	〒900-0006 那覇市おもろまち4丁目16番33号 Tel 098-867-3526
沖縄県土地家屋調査士会	相続に際して土地の境 界や建物の変更・滅失 登記等に関する相談	〒900-0021 那覇市泉崎2丁目1番地4 大建ハーバービューマンション4F Tel 098-834-7599

memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 地域の活性化

### 相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

## 安全・安心なくらし

### 相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



**相続登記が  
さまざまなトラブルを  
防止します!**

## 未来につなぐ

### 相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

## 産業の推進

### 相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

沖縄県司法書士会

那覇地方法務局

沖縄県土地家屋調査士会



# ひとりで悩まず電話してください

いじめ、虐待などを見聞きしたときも情報をお寄せください



人権イメージキャラクター  
人KENまるる君



いじめ  
体罰

差別

セクハラ  
パワハラ

名誉毀損  
プライバシー侵害

暴行  
虐待



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんなの ひやくとおばん



**0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

●受付時間 平日8:30～17:15 ●一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。 ●発信は必ず守ります。 法務局職員又は人権擁護委員が対応いたします。

子どもの人権110番  **0120-007-110** ゼロ ゼロ みんなの ひやくとおばん

女性の人権ホットライン  **0570-070-810** ゼロ ナナ ゼロの ハートライン

外国人権ホットライン  **0570-090-911**

インターネット人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談 検索Q

インターネットによる人権相談は

こちらへどうぞ。パソコン、スマートフォン・携帯電話からご利用できます。



  法務省人権擁護局で検索!

那覇地方法務局・沖縄県人権擁護委員連合会